



平成 30 年度障害福祉サービスの制度改正情報です

今年 6 月 3 日に『障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』が公布されました。この法律にもとづいて平成 30 年 4 月 1 日施行をめぐり、障害福祉サービスの制度改正が行われる予定です。

具体的な改正内容は厚労省で検討中ですが、現時点で公開されているものを以下に記載いたします。

自立生活援助の創設	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。
	【対象者】 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等
就労定着支援の創設	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。
	【対象者】 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
重度訪問介護の訪問先の拡大	重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。 ⇒利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。
	【対象者】 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者 ※障害支援区分6を対象とする予定 ※通院については現行制度で既に対応
高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。
居宅訪問型児童発達支援の創設	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
	【対象者】 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児 児童発達支援センター等児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児
補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)	補装具費の支給について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与も支給の対象とする。
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設ける。 (※介護保険制度と子ども・子育て支援制度ですでに導入されている情報公表制度と同様の仕組み)
自治体による調査事務・審査事務の効率化	市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

【参考】厚労省 HP より『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」について』

(http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000128863.pdf)

高額介護サービス費の基準が変わりました

平成 29 年 8 月より、介護サービスを利用した場合に支払う利用者負担の上限額について、世帯の誰かが市区町村民税を課税されている方の負担上限が 37,200 円(月額)から 44,400 円(月額)に引き上げられます。ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮して、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方(サービスを利用していない方も含む)の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間 446,400 円(37,200×12ヶ月)の上限が設けられます(3 年間の時限措置)。詳しくは、厚生労働省発信の下記の文書をご確認下さい。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担の上限(月額)	平成 29 年 8 月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)	44,400 円(世帯)※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円(世帯)	44,400 円 (世帯)〈見直し〉 ※ 同じ世帯の全ての 65 歳以上の方(サービスを利用していない方も含む。)の利用者負担割合が 1 割の世帯に年間上限額(446,400 円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)	24,600 円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人)	15,000 円(世帯)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

【参考】厚生労働省発信文書「月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります」より抜粋
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000165766.pdf>)

福祉用具貸与の請求に使用できるコードが変わります

- ①TAISコードを有していない商品について、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。
- ②平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、福祉用具貸与事業者において、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかの記載が必要になります。

【参考】介護保険最新情報 Vol.602 老高発0825第1号「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について(通知)」
(<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2017/0828101515905/ksvol.602.pdf>)

実地指導でよく指摘されています！ ～コンサルティング部より～

アセスメントの実施時期について

居宅サービスの提供に際し、事前に利用者の ADL の状態等を把握するための「アセスメント」を実施する必要がありますが、このアセスメントが、初回しかなされていないケースが多いようです。

本来、アセスメントは、ケアプラン(サービス事業所の計画書)作成時、変更時、要介護度の更新時、区分変更時には必ず作成しなければなりません。特に、居宅介護支援事業所の場合は、アセスメントがなされていないと運営基準減算の対象となり、過去に遡って多額の報酬返還を求められることにもなりかねません。



コンサルティング部 竜見 泰至

はじめまして、今年3月にインフォ・テックのコンサルティング部に入社しました竜見と申します。本年も半分以上を過ぎて初めての挨拶となりましたが宜しくお願いします。